

昭和三十五年法律第一百二十三号

障害者の雇用の促進等に関する法律

四

第一章 総則（第一条—第七条の三）	第二章 職業紹介等（第九条—第十八条）
第二節 職業紹介等（第九条—第十八条）	第三節 障害者職業セントー（第十九条—第二十六条）
第一節 通則（第八条）	障害者就業・生活支援センター（第二十七条—第三十三条）
第二章の二 障害者に対する差別の禁止等（第三十四条—第三十六条の六）	第三章 対象障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等（第三十七条—第三十九条）
第一節 対象障害者の雇用義務等（第三十七条—第四十八条）	第二節 障害者雇用調整金の支給等及び障害者雇用納付金の徴収（第五十一条—第五十二条）
第一款 障害者雇用調整金の支給等（第四十九条—第五十二条）	第二款 障害者雇用納付金の徴収（第五十三条—第六十八条）
第三節 特定短時間労働者等に関する特例（第六十九条—第七十二条）	第四節 対象障害者以外の障害者に関する特例（第七十三条—第七十四条）
第五節 障害者の在宅就業に関する特例（第七十四条の二・第七十四条の三）	第三章の二 紛争の解決（第七十五条—第八十五条の三）
第一節 紛争の解決の援助（第七十四条の四—第七十四条の六）	第二節 調停（第七十四条の七—第七十四条の八）
第四章 雑則（第七十五条—第八十五条の三）	第五章 罰則（第八十五条の四—第九十一条）
附則	
第一章 総則（目的）	

進するための措置を総合的に講じ、もつて障害者の職業の安定を図ることを目的とする。

その雇用の安定を図るように努めなければならぬ。

指針（以下この条及び次条第一項において「障害者活躍推進計画作成指針」という。）を定めるものとする。

国及び地方公共団体の任命権者は、障害者活動推進計画に基づく取組を実施するとともに、障害者活動推進計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第二章 職業リハビリテーションの推進

第一節 通則

(職業リハビリテーションの原則)

第八条 職業リハビリテーションの措置は、障害者各人の障害の種類及び程度並びに希望、適性、職業経験等の条件に応じ、総合的かつ効果的に実施されなければならない。

2 職業リハビリテーションの措置は、必要に応じ、医学的リハビリテーション及び社会的リハビリテーションの措置との適切な連携の下に実施されるものとする。

第二節 職業紹介等

(求人の開拓等)
第九条 公共職業安定所は、障害者の雇用を促進するため、障害者の求職に関する情報を収集し、事業主に対して当該情報の提供、障害者の雇入れの勧奨等を行うとともに、その内容が障害者の能力に適合する求人の開拓に努めるものとする。(求人の条件等)

第十条 公共職業安定所は、障害者にその能力に適合する職業を紹介するため必要があるときは、求人者に対して、身体的又は精神的な条件その他の求人の条件について指導するものとする。(職業指導等)

2 公共職業安定所は、障害者について職業紹介を行う場合において、求人者から求めがあるときは、その有する当該障害者の職業能力に関する資料を提供するものとする。

(障害者職業センターとの連携)

第十一條 公共職業安定所は、障害者がその能力に適合する職業に就くことができるようにするため、適性検査を実施し、雇用情報を提供し、障害者に適応した職業指導を行う等必要な措置を講ずるものとする。

(障害者職業センターとの連携)

第十二条 公共職業安定所は、前条の適性検査、職業指導等を特に専門的な知識及び技術に基づいて行う必要があると認める障害者については、第十九条第一項に規定する障害者職業センターとの密接な連携の下に当該適性検査、職業指導等を行い、又は当該障害者職業センターにおいて当該適性検査、職業指導等を受けることについてあつせんを行うものとする。

(適応訓練)

第十三条 都道府県は、必要があると認めるときは、求職者である障害者（身体障害者、知的障害者又は精神障害者に限る。次条及び第十五条第二項において同じ。）について、その能力に適合する作業の環境に適応することを容易にすることを目的として、適応訓練を行うものとする。

(適応訓練の実施)

2 適応訓練は、前項に規定する作業でその環境が標準的なものであると認められるものを行う事業主に委託して実施するものとする。

(適応訓練のあつせん)

第十四条 公共職業安定所は、その雇用の促進のために必要があると認めるときは、障害者に対して、適応訓練を受けることについてあつせんするものとする。

(適応訓練を受ける者に対する措置)

第十五条 適応訓練は、無料とする。

2 都道府県は、適応訓練を受ける障害者に対し、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十二年法律第百三十二号)の規定に基づき、手当を支給することができる。

(厚生労働省令への委任)

第十六条 前三条に規定するもののほか、訓練期間その他適応訓練の基準については、厚生労働省令で定める。

(就職後の助言及び指導)
第十七条 公共職業安定所は、障害者の職業の安定を図るために必要があると認めるときは、その紹介により就職した障害者その他事業主に雇用されている障害者に対して、その作業の環境に適応させるために必要な助言又は指導を行うことができる。

(事業主に対する助言及び指導)

第十八条 公共職業安定所は、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るために必要があると認めるときは、障害者を雇用し、又は雇用しようとする者に対して、雇入れ、配置、作業補助具、作業の設備又は環境その他障害者の雇用に関する技術的事項(次節において「障害者の雇用管理に関する事項」という。)についての助言、指導、研修を行うこと。

(事業主に対する助言及び指導)

五 前各号に掲げる業務に付随して、次に掲げる業務を行うこと。

(障害者に対する職業評価)

イ 障害者に対する職業評価(障害者の職業

(以下「障害者職業センター」という。)の設置及び運営の業務を行う。

一 障害者職業総合センター
二 広域障害者職業センター
三 地域障害者職業センター

(障害者職業総合センター)

2 厚生労働大臣は、前項に規定する業務の全部又は一部を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「機構」という。)に行わせるものとする。

(地域障害者職業センター)

2 厚生労働大臣は、前項に規定する業務の全部又は一部を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「機構」という。)に行わせるものとする。

(広域障害者職業センター)

2 厚生労働大臣は、前項に規定する業務の全部又は一部を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「機構」という。)に行わせるものとする。

(広域障害者職業センター)

一 職業リハビリテーション(職業訓練を除く。第五号イ及び第二十五条第三項を除き、以下この節において同じ。)に関する調査及び研究を行うこと。

(職業リハビリテーション)

2 障害者の雇用に関する情報の収集、分析及び提供を行うこと。

(職業訓練)

三 第二十四条の障害者職業カウンセラー及び職場適応援助者(身体障害者、知的障害者、精神障害者その他厚生労働省令で定める障害者(以下「知的障害者等」という。)が職場に適応することを容易にするための援助を行う者をいう。以下同じ。)の養成及び研修を行うこと。

(就業援助)

四 広域障害者職業センター、地域障害者職業センター、第二十七条第二項の障害者就業・生活支援センター、就労支援事業者(障害者

の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第十三項に規定する就労移行支援を行う事業者をいう。第二十二条第五号において同じ。)その他の関係機関及びこれらの機関の職員に対する職業リハビリテーションに関する技術的事項についての助言、指導、研修その他の援助を行うこと。

(事業主に対する助言及び指導)

五 前各号に掲げる業務に付随して、次に掲げる業務を行うこと。

(地域障害者職業センター)

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(以下「地域障害者職業センター」という。)の設置及び運営の業務を行う。

一 対する職場への適応に関する事項についての助言又は指導を行うこと。
二 事業主に対する障害者の雇用管理に関する事項についての助言その他の援助を行うこと。

(地域障害者職業センター)

2 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(地域障害者職業センター)

2 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(地域障害者職業センター)

2 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(地域障害者職業センター)

一 障害者に対する職業評価、職業指導、職業準備訓練及び職業講習を行うこと。

(職業評価)

二 事業主に雇用されている知的障害者等に対する職場への適応に関する事項についての助言又は指導を行うこと。

(職業指導)

三 事業主に対する障害者の雇用管理に関する事項についての助言その他の援助を行うこと。

(職業準備訓練)

四 職場適応援助者の養成及び研修を行うこと。

(職場適応援助)

五 第二十七条第二項の障害者就業・生活支援センター、就労支援事業者その他の関係機関及びこれらの機関の職員に対する職業リハビリテーションに関する技術的事項についての助言その他の援助を行うこと。

(職業訓練)

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(職業講習)

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(名称使用の制限)

第二十三条 障害者職業センターでないものは、その名称中に障害者職業総合センター又は障害者職業セントラ―という文字を用いてはならない。

(障害者職業カウンセラー)

第二十四条 機構は、障害者職業センターに、障害者職業カウンセラーを置かなければならぬ。

2 障害者職業カウンセラーは、厚生労働大臣が指定する試験に合格し、かつ、厚生労働大臣が指定する講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければならない。

(障害者職業センター相互の連絡及び協力等)

第二十五条 障害者職業センターは、相互に密接に連絡し、及び協力して、障害者の職業生活における自立の促進に努めなければならない。

2 障害者職業センターは、精神障害者について、第二十条第五号、第二十一条第一号若しくは第二号又は第二十二条第一号から第三号までに掲げる業務を行うに当たつては、医師その他医療関係者との連携に努めるものとする。

3 障害者職業センターは、公共職業安定所の行う職業紹介等の措置、第二十七条第二項の障害者就業・生活支援センターの行う業務並びに職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の七第三項の公共職業能力開発施設及び同法第二十七条の職業能力開発総合大学校(第八十三条において「公共職業能力開発施設等」という。)の行う職業訓練と相まって、効果的に職業リハビリテーションが推進されるよう努めるものとする。

(職業リハビリテーションの措置の無料実施)

2 障害者職業センターにおける職業リハビリテーションの措置は、無料とするものとする。

第四節 障害者就業・生活支援センター

第二十七条 都道府県知事は、職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障害者(以下この節において「支援対象障害者」という。)の職業の安定を図ることを目的とする一般社団法人若しくは一般財團法人、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二条に規定する社会福祉法人又は特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特

定非営利活動法人その他厚生労働省令で定める法人であつて、次条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、同条に規定する業務を行つう者として指定することができる。

一 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確實に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

二 前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確實に行われ、支援対象障害者の雇用の促進その他福祉の増進に資すると認められること。

3 都道府県知事は、前項の規定による指定を受けたときは、同項の規定による指定を受けた者(以下「障害者就業・生活支援センター」といふ。)の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)

第二十八条 障害者就業・生活支援センターは、

1 次に掲げる業務を行うものとする。

一 支援対象障害者からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター、社会福祉施設、医療施設、特別支援学校その他の関係機関との連絡調整その他厚生労働省令で定める援助を総合的に行うこと。

2 支援対象障害者が障害者職業総合センター、地域障害者職業センターその他の関係機関との連絡調整その他厚生労働省令で定める援助を総合的に行うこと。

3 前二号に掲げるもののほか、支援対象障害者がその職業生活における自立を図るために必要な業務を行うこと。

(地域障害者職業センターとの関係)

第二十九条 障害者就業・生活支援センターは、

1 地域障害者職業センターの行う支援対象障害者がその職業生活における自立を図るために必要な業務を行うこと。

2 都道府県知事は、職業生活における自立を図るために必要な業務を行うこと。

3 前二号に掲げるもののほか、支援対象障害者がその職業生活における自立を図るために必要な業務を行うものとする。

(指定期)

第二十七条 都道府県知事は、職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障害者(以下この節において「支援対象障害者」という。)の職業の安定を図ることを目的とする一般社団法人若しくは一般財團法人、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二条に規定する社会福祉法人又は特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特

(事業計画等)

第三十条 障害者就業・生活支援センターは、事業年度、厚生労働省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 障害者就業・生活支援センターは、厚生労働省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

(監督命令)

第三十一条 都道府県知事は、この節の規定を施行するために必要な限度において、障害者就業・生活支援センターに対し、第二十八条に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第三十二条 都道府県知事は、障害者就業・生活支援センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第二十七条第一項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)を取り消すことができる。

1 第二十八条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

2 指定に関し不正の行為があつたとき。

3 この節の規定又は当該規定に基づく命令若しくは处分に違反したとき。

4 取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(秘密保持義務)

第三十三条 障害者就業・生活支援センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第二十八条第一号に掲げる業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(第二章の二) 障害者に対する差別の禁止等

(障害者に対する差別の禁止)

第三十六条 事業主は、前二条に規定する措置を講ずるに当たつては、障害者の意向を十分に尊重しなければならない。

第三十七条 事業主は、前条に規定する措置を講ずるに当たつては、障害者の意向を十分に尊重しなければならない。

第三十八条 事業主は、前条に規定する措置を講ずるに当たつては、障害者の意向を十分に尊重しなければならない。

第三十九条 事業主は、前条に規定する措置を講ずるに当たつては、障害者の意向を十分に尊重しなければならない。

第四十条 事業主は、前条に規定する措置を講ずるに当たつては、障害者の意向を十分に尊重しなければならない。

第四十一条 事業主は、前条に規定する措置を講ずるに当たつては、障害者の意向を十分に尊重しなければならない。

第四十二条 事業主は、前条に規定する措置を講ずるに当たつては、障害者の意向を十分に尊重しなければならない。

第四十三条 事業主は、前条に規定する措置を講ずるに当たつては、障害者の意向を十分に尊重しなければならない。

第四十四条 事業主は、前条に規定する措置を講ずるに当たつては、障害者の意向を十分に尊重しなければならない。

第四十五条 事業主は、前条に規定する措置を講ずるに当たつては、障害者の意向を十分に尊重しなければならない。

第四十六条 事業主は、前条に規定する措置を講ずるに当たつては、障害者の意向を十分に尊重しなければならない。

第四十七条 事業主は、前条に規定する措置を講ずるに当たつては、障害者の意向を十分に尊重しなければならない。

第四十八条 事業主は、前条に規定する措置を講ずるに当たつては、障害者の意向を十分に尊重しなければならない。

第四十九条 事業主は、前条に規定する措置を講ずるに当たつては、障害者の意向を十分に尊重しなければならない。

第五十条 事業主は、前条に規定する措置を講ずるに当たつては、障害者の意向を十分に尊重しなければならない。

第五十一条 事業主は、前条に規定する措置を講ずるに当たつては、障害者の意向を十分に尊重しなければならない。

第五十二条 事業主は、前条に規定する措置を講ずるに当たつては、障害者の意向を十分に尊重しなければならない。

第五十三条 事業主は、前条に規定する措置を講ずるに当たつては、障害者の意向を十分に尊重しなければならない。

第五十四条 事業主は、前条に規定する措置を講ずるに当たつては、障害者の意向を十分に尊重しなければならない。

第五十五条 事業主は、前条に規定する措置を講ずるに当たつては、障害者の意向を十分に尊重しなければならない。

第五十六条 事業主は、前条に規定する措置を講ずるに当たつては、障害者の意向を十分に尊重しなければならない。

に必要な指針(次項において「差別の禁止に関する指針」という。)を定めるものとする。

2 第七条第三項及び第四項の規定は、差別の禁止に関する指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第三項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

(雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会の確保等を図るための措置)

2 第七条第三項及び第四項の規定は、差別の禁止に関する指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第三項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

(雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会の確保等を図るための措置)

2 第七条第三項及び第四項の規定は、均等な機会の確保等に關する指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第三項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

(雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会の確保等を図るための措置)

三	当該事業協同組合等が、自ら雇用する対象障害者である労働者及び当該特定事業主に雇用される対象障害者である労働者の雇用の促進及び雇用の安定に関する事業（第三項において「雇用促進事業」という。）を適切に実施するための計画（以下この号及び同項において「実施計画」という。）を作成し、実施計画に従つて、当該対象障害者である労働者の雇用の促進及び雇用の安定を確実に達成することができる」と認められること。
四	当該事業協同組合等が自ら雇用する対象障害者である労働者の数及びその数の当該事業協同組合等が雇用する労働者の総数に対する割合が、それぞれ、厚生労働大臣が定める数及び率以上であること。
五	当該事業協同組合等が自ら雇用する対象障害者である労働者の雇用管理を適正に行うに足りる能力を有するものであること。
六	当該特定事業主が雇用する対象障害者である労働者の数が、厚生労働大臣が定める数以上であること。

三	3 実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 雇用促進事業の目標（事業協同組合等及び特定事業主がそれぞれ雇用しようとする対象障害者である労働者の数に関する目標を含む。） 二 雇用促進事業の実施時期 四 特定有限責任事業組合にあつては、解散の事由が生じた場合に講ずることが必要な措置として厚生労働省令で定める措置のうち、当該特定有限責任事業組合が講ずることとするもの。
四	4 当該特定有限責任事業組合が第一項の規定による認定に係る事業協同組合等の雇用の促進及び雇用の安定に関する事業（第三項において「雇用促進事業」という。）を適切に実施するための計画（以下この号及び同項において「実施計画」という。）を作成し、実施計画に従つて、当該対象障害者である労働者の雇用の促進及び雇用の安定を確実に達成することができる」と認められること。
五	5 厚生労働大臣は、第一項の計画を作成した事業主に対ししてその変更を勧告することができると認めるとときは、当該計画を作成したときと同様とする。
六	6 厚生労働大臣は、特に必要があると認めるときは、第一項の計画を作成した事業主に対し

7	7 厚生労働大臣は、第一項の規定による認定をした後において、当該認定に係る事業協同組合等及び特定事業主について同項各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき、又は当該認定に係る特定有限責任事業組合が第二項の厚生労働省令で定める要件を満たさなくなつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。
---	--

8	（一般事業主についての公表）
---	----------------

9	（厚生労働大臣についての公表）
---	-----------------

10	（厚生労働省令についての公表）
----	-----------------

11	（厚生労働省令についての公表）
----	-----------------

12	（厚生労働省令についての公表）
----	-----------------

13	（厚生労働省令についての公表）
----	-----------------

14	（厚生労働省令についての公表）
----	-----------------

15	（厚生労働省令についての公表）
----	-----------------

16	（厚生労働省令についての公表）
----	-----------------

17	（厚生労働省令についての公表）
----	-----------------

18	（厚生労働省令についての公表）
----	-----------------

19	（厚生労働省令についての公表）
----	-----------------

20	（厚生労働省令についての公表）
----	-----------------

21	（厚生労働省令についての公表）
----	-----------------

22	（厚生労働省令についての公表）
----	-----------------

23	（厚生労働省令についての公表）
----	-----------------

24	（厚生労働省令についての公表）
----	-----------------

25	（厚生労働省令についての公表）
----	-----------------

26	（厚生労働省令についての公表）
----	-----------------

27	（厚生労働省令についての公表）
----	-----------------

28	（厚生労働省令についての公表）
----	-----------------

29	（厚生労働省令についての公表）
----	-----------------

30	（厚生労働省令についての公表）
----	-----------------

31	（厚生労働省令についての公表）
----	-----------------

32	（厚生労働省令についての公表）
----	-----------------

33	（厚生労働省令についての公表）
----	-----------------

34	（厚生労働省令についての公表）
----	-----------------

35	（厚生労働省令についての公表）
----	-----------------

36	（厚生労働省令についての公表）
----	-----------------

37	（厚生労働省令についての公表）
----	-----------------

38	（厚生労働省令についての公表）
----	-----------------

39	（厚生労働省令についての公表）
----	-----------------

40	（厚生労働省令についての公表）
----	-----------------

41	（厚生労働省令についての公表）
----	-----------------

42	（厚生労働省令についての公表）
----	-----------------

43	（厚生労働省令についての公表）
----	-----------------

44	（厚生労働省令についての公表）
----	-----------------

45	（厚生労働省令についての公表）
----	-----------------

46	（厚生労働省令についての公表）
----	-----------------

47	（厚生労働省令についての公表）
----	-----------------

48	（厚生労働省令についての公表）
----	-----------------

49	（厚生労働省令についての公表）
----	-----------------

50	（厚生労働省令についての公表）
----	-----------------

51	（厚生労働省令についての公表）
----	-----------------

52	（厚生労働省令についての公表）
----	-----------------

53	（厚生労働省令についての公表）
----	-----------------

54	（厚生労働省令についての公表）
----	-----------------

55	（厚生労働省令についての公表）
----	-----------------

56	（厚生労働省令についての公表）
----	-----------------

57	（厚生労働省令についての公表）
----	-----------------

58	（厚生労働省令についての公表）
----	-----------------

59	（厚生労働省令についての公表）
----	-----------------

60	（厚生労働省令についての公表）
----	-----------------

61	（厚生労働省令についての公表）
----	-----------------

62	（厚生労働省令についての公表）
----	-----------------

63	（厚生労働省令についての公表）
----	-----------------

64	（厚生労働省令についての公表）
----	-----------------

65	（厚生労働省令についての公表）
----	-----------------

66	（厚生労働省令についての公表）
----	-----------------

67	（厚生労働省令についての公表）
----	-----------------

68	（厚生労働省令についての公表）

<tbl_r cells="2" ix="1" maxcspan="1" max

選任し、その者に当該事業所に雇用されている障害者である労働者の職業生活に関する相談及び指導を行わせなければならない。

厚生労働大臣は、資格認定講習に関する業務の全部又は一部を、第四十九条第一項第九号に掲げる業務として機構に行わせることができることとする。

(障害者である短時間労働者の待遇に関する措置)

第八十条 短時間労働者が、当該事業主の雇用する労働者の所定労働時間労働すること等の希望を有する旨の申出をしたときは、当該短時間労働者に対して、その有する能力に応じた適切な待遇を行うよう努めなければならない。

(解雇の届出等)

第八十一条 事業主は、障害者である労働者を解雇する場合(労働者の責めに帰すべき理由により解雇する場合その他厚生労働省令で定める場合を除く。)には、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公共職業安定所長に届け出なければならない。

国及び地方公共団体の任命権者は、障害者である職員を免職する場合(職員の責めに帰すべき理由により免職する場合その他厚生労働省令で定める場合を除く。)には、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公共職業安定所長に届け出なければならない。

前二項の届出があつたときは、公共職業安定所は、当該届出に係る障害者である労働者について、速やかに求人の開拓、職業紹介等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(書類の保存)

第八十二条の二 労働者を雇用する事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、第三十八条第六項、第四十三条第九項並びに第四十八条第四項及び第九項の規定による確認に関する書類(その保存に代えて電磁的記録の保存がされる場合における当該電磁的記録を含む。)で厚生労働省令で定めるものを保存しなければならない。

(報告等)

第八十二条 厚生労働大臣又は公共職業安定所長は、この法律を施行するため必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、国又は地方公共団体の任命権者に対し、障害者の雇用の状況その他の事項についての報告を求めることができる。

2 厚生労働大臣又は公共職業安定所長は、この法律を施行するため必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、事業主等(事業主、その団体、第四十九条第一項第四号の二に規定する法人又は同項第七号ロからニまでに掲げる法人をいう。以下この項において同じ。)、在宅就業障害者又は在宅就業支援団体に対し、障害者の雇用の状況その他の事項についての報告を命じ、又はその職員に、事業主等若しくは在宅就業支援団体の事業所若しくは在宅就業障害者が業務を行う場所に立ち入り、関係団体者に対して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件の検査をさせることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(連絡及び協力)

第八十三条 公共職業安定所、機構、障害者就業・生活支援センター、公共職業能力開発施設等、社会福祉法に定める福祉に関する事務所等、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センターその他、障害者に対する援護の機関等の関係機関及び関係団体は、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るため、相互に、密接に連絡し及び協力をしなければならない。
(権限の委任)

第八十四条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

2 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に委任することができるのである。
(厚生労働省令への委任)

第八十五条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。
(船員に關する特例)

第八十五条の二 第七十四条の人の規定は、船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第六条第一項に規定する船員及び同項に規定する船員にならうとする者(次項において「船員等」という。)に関しては、適用しない。

る法律第七十四条の七第一項」と、同法第二十六条中「当該委員会に係属している」とあるのは「当該調停員が取り扱っている」と、同法第三十一条第三項中「前項」とあるのは「障害者の雇用の促進等に関する法律第七十四条の七第一項」と読み替えるものとする。

(適用除外)

項、第六十条の二及び第六十四条の規定の適用については、新法第六十条第一項及び第六十四条中「第五十九条第一項第一号から第一号の三まで」とあるのは「第五十九条第一項第一号、第一号の三」と、新法第六十条の二中「第五十九条第一項第一号から第一号の四まで」とあるのは「第五十九条第一項第一号の三」と、「事務所（同項第一号に掲げる業務にあつては、当該業務を行う事務所並びにその設置運営を行う障害者職業センター。以下この条において同じ。）とあるのは「事務所」とする。

附則第一条ただし書に定める日から施行日の前までの間ににおける旧法附則第四条第四項の適用については、同項中「第六十四条の四まで」でとあるのは、「第六十四条の三まで、第六十四条の五」とする。

（障害者職業生活相談員に関する経過措置）

第十五条 旧法第七十九条第一項の労働大臣が行う講習を修了した者又はこの法律の施行の際現に同項の規定により身体障害者職業生活相談員として選任されている者は、それぞれ、新法第七十九条第一項の厚生労働大臣が行う講習を修了した者又は同項の規定により障害者職業生活相談員として選任されている者とみなす。（その他の経過措置の政令への委任）

第三十一条 この附則に定めるものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（罰則に関する経過措置）

第三十二条 この法律の施行前にした行為（旧法第八十五条第一項第二号に違反する行為に該当するもので、附則第三条の規定によりこの法律の施行の時にその効力を失う旧法第十五条第一項の規定による命令に係るものを除く。）及び附則第十二条の規定により從前の例によることとされる事項に関するこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

附 則 （平成四年六月三日法律第六八
（施行期日）
号）抄

第一条 この法律は、平成五年四月一日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成四年七月一日から施行する。ただし、第二条の規定並びに次条及び附則

則第三条の規定は、平成五年四月一日から施行する。（身体障害者の雇入れ計画の作成命令に関する経過措置）

第二条 この法律の公布の日から前条ただし書に規定する日の前までの間に第二条の規定による改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律（附則第五条において「旧法」という。）第十五条第一項の規定により発した命令のうち、当該命令を発した日においてその雇用する身体障害者（第二条の規定による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「新法」という。）第十二条第二号に規定する身体障害者をいう。以下この条において同じ。）である労働者（新法第十四条第一項に規定する労働者をいう。以下この条において同じ。）の数（当該数の算定に当たっては、重度身体障害者（新法第一条第三号に規定する重度身体障害者をいう。以下この条において同じ。）である労働者はその一人をもつて新法第十五条第二項の政令で定める数に満たない範囲内において労働省令で定める数の身体障害者である労働者に相当するものと、重度身体障害者である短時間労働者（新法第十四条第一項に規定する短時間労働者をいう。以下この条において同じ。）はその一人をもつて新法第十五条第二項の政令で定める数に満たない範囲内において労働省令で定める数の精神薄弱者である労働者に相当するものとみなす。）に精神薄弱者（新法第二条第四号に規定する精神薄弱者をいう。以下この条において同じ。）である労働者の数（当該数の算定に当たっては、重度精神薄弱者（新法第二条第五号に規定する精神薄弱者をいう。以下この条において同じ。）である労働者はその一人をもつて新法第十五条第二項の政令で定める数の精神薄弱者である労働者に相当するものと、重度精神薄弱者である短時間労働者はその一人をもつて同項の政令で定める数に満たない範囲内において労働省令で定める数の精神薄弱者である労働者に相当するものとみなす。）を加えた数が新法第十四条第一項に規定する法定雇用身体障害者数に相当する数以上であった事業主に対するものは、前条ただし書に定める日に、その効力を失う。

（身体障害者雇用納付金、身体障害者雇用調整金及び報奨金に関する経過措置）

第三条 平成四年度以前の年度分の身体障害者雇用納付金の徴収並びに身体障害者雇用調整金及

び報奨金の支給については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした命令を発した日においてその雇用する身体障害者（第二条の規定による改正後の障害者の雇用行為に該当するもので、附則第一条の規定により失う旧法第十五条第一項の規定による命令に係るものを除く。）に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成五年一月一二日法律第八
（施行期日）
号）抄

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。（諮詢等がされた不利益処分に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条第一項に規定する短時間労働者をいう。以下この条において同じ。）はその一人をもつて新法第十五条第二項の政令で定める数に満たない範囲内において労働省令で定める数の精神薄弱者である労働者に相当するものとみなす。）に精神薄弱者をいう。以下この条において同じ。）である労働者はその一人をもつて新法第十五条第二項の政令で定める数の精神薄弱者である労働者に相当するものと、重度精神薄弱者である労働者に相当するものと、重度精神薄弱者である短時間労働者はその一人をもつて同項の政令で定める数に満たない範囲内において労働省令で定める数の精神薄弱者である労働者に相当するものとみなす。）を加えた数が新法第十四条第一項に規定する法定雇用身体障害者数に相当する数以上であった事業主に対するものは、前条ただし書に定める日に、その効力を失う。

（罰則に関する経過措置）

第三十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置）

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聽問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものと除く。）又はこれらのための手続きは、この法律による改正後の関係法律の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十五条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。（政令への委任）

附 則 （平成九年五月九日法律第四
（施行期日）
号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中職業能力開発促進法（以下「能開法」という。）の目次、第十五条の六第一項、第十六条第一項及び第二項、第十七条、第二十五条、第五節の節名並びに第十七条の改正規定、能開法第二十七条の次に節名を付する改正規定並びに能開法第二十七条の改正規定（第一条の規定（雇用促進事業團法第十九条第一項第一号及び第二号の改正規定に限る。）並びに次条から附則第四条まで、附則

（罰則に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。附 則 （平成九年四月九日法律第三
（施行期日）
号）抄

第一条 この法律は、平成六年十月一日から施行する。

(施行期日)
第一條 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条中精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）第一条の改正規定及び精神保健福祉法第五条の改正規定（「精神病質」を削る部分に限る。）並びに附則第三条、第二十三条及び第四十三条の規定

二 第一条の規定、第四条中児童福祉法第二十一条の五の七第一項、第三十三条の十八第一項、第三十三条の二十第五項及び第三十三条の二十二の改正規定並びに第三十三条の二十九の次に二条を加える改正規定、第七条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第九条中障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）第五条、第二十条、第二十二条、第四十五条の三第二項、第三項及び第七項並びに第七十四条の三第四項の改正規定、第十三条中身体障害者福祉法第九条第二項から第四項までの改正規定並びに第十四条中知的障害者福祉法第九条第二項から第四項までの改正規定並びに附則第四条、第十条、第十一、第二十一条、第二十二条、第二十四条、第三十六条及び第三十七条の規定

令和五年四月一日

四 略

四 第三条の規定、第六条の規定、第八条中精神保健福祉法第四条第一項の改正規定、第十一条の規定、第十三条の規定（第二号に掲げる改正規定を除く。）、第十四条の規定（同号に掲げる改正規定を除く。）及び第十五条中精神保健福祉法第二条の改正規定（第五条第十八条項）を「第五条第十九項」に改める部分に限る。）並びに附則第六条、第二十七条、第二十八条、第三十一条から第三十四条まで、第三十八条、第四十一条及び第四十二条の規定（公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日）

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、児童福祉法、精神保健福祉法、障害者雇用促進法及び難病の患者に対する医療等に関する法律の規定について、その施行の状況等を勘案

しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（対象障害者の雇入れに関する計画の作成命令に関する経過措置）

第一十五条 この法律の公布の日から施行日の前日までの間に、障害者雇用促進法第四十六条第一項の規定により発した命令のうち、当該命令を発した日において第九条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の中の障害者雇用促進法第七十条の規定を適用するとしたならば、同項の規定に該当しないこととなる事業主に対するものは、施行日に、その効力を失う。

（特例給付金に関する経過措置）

第十六条 第九条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の障害者雇用促進法（以下「旧障害者雇用促進法」という。）第四十九条第一項第一号の二の規定による特例給付金（次項において単に「特例給付金」という。）であつてその支給事由が施行日前に生じたものについては、なお従前の例によ

る。

この法律の施行の際現に特に短い労働時間以外での労働が困難な状態にある対象障害者（障害者雇用促進法第三十七条第二項に規定する対象障害者をいい、障害者雇用促進法第二条第二号に規定する身体障害者（同条第三号に規定する重度身体障害者を除く。）又は同条第四号に規定する知的障害者（同条第五号に規定する重度知的障害者を除く。）に限る。）である旧障害者雇用促進法第四十九条第一項第一号の二に規定する特定短時間労働者を除く。）又は同条第四号に規定する特定短時間労働者を雇用している事業主に対するは、この法律の施行後においても、なお従前の例により特例給付金（この法律の施行の際現に雇用されている当該特定短時間労働者に係るものであつて、その支給事由が令和七年三月三十一日までに生じるものに限る。）を支給することができる。

（障害者雇用納付金、障害者雇用調整金及び報奨金に関する経過措置）

第十七条 令和五年度以前の年度分の障害者雇用納付金の徵収並びに障害者雇用調整金及び報奨金の支給については、なお従前の例による。

（施行前の準備）

第二十三条 第四号改正後障害者総合支援法第五条第十三項の規定を施行するために必要な条例

の制定又は改正、同項に規定する就労選択支援に係る障害者総合支援法第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定の手続、第九条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の中の障害者雇用促進法（附則第二十七条において「第二号改正後障害者雇用促進法」という。）第四十五条の三第一項の認定（同条第二項に規定する特定有限責任事業組合に係るものに限る。）の手続その他の行為は、この法律（附則第一条第二号から第四号までに掲げる規定については、当該各規定の施行前においても行うことができる。

（政令への委任）

第四十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（施行期日）

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。

（別表 障害の範囲（第二条、第四十八条関係））

第一回 一 次に掲げる視覚障害で永続するもの

イ 両眼の視力（万国式試視力表によつて測つたもの）をいい、屈折異状がある者については、矯正視力について測つたものをいう。以下同じ

ロ 一眼の視力が○・○二以下、他眼の視力が○・六以下のもの

ハ 両眼の視野がそれぞれ一〇度以内のもの

ニ 両眼による視野の二分の一以上が欠けてい

るもの

二 次に掲げる聴覚又は平衡機能の障害で永続するもの

イ 両耳の聴力レベルがそれぞれ七〇デシベル以上のもの

ハ 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が五〇パーセント以下のもの

ニ 平衡機能の著しい障害

イ 音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失

ハ 音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害で、永続するもの

四 次に掲げる肢体不自由

イ 上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害で永続するもの

ハ 一下肢をリストラン関節以上で欠くもの

ニ 一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて一上肢の二指以上を

それぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの

ハ 一下肢をリストラン関節以上で欠くもの

ニ 一上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害で、永続するもの

ホ 両下肢のすべての指を欠くもの

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、その程度がイからホまでに掲げる障害の程度以上であると認められる障害

ホ 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害で、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの